

# 賀茂広域 消費生活センター

困った、不安と思ったら、  
すぐ、相談

電話：消費生活相談 0558 - 24 - 2299  
県民相談 0558 - 24 - 2199

平日 午前9時～12時、午後1時～3時 ※土日、祝日及び年末年始は受け付けておりません。  
※土日、祝日の消費生活相談は局番なしの188におかけください。国民生活センターにつながります。

Q 相談するタイミングがわかりません。  
まだ、トラブルにはなっていませんが、  
相談してもよいですか？

A 実際にトラブルにあっていなくても、消費  
生活に関する疑問や問合せなど、お気軽に  
ご相談ください。契約をするときに不安や  
迷いがあるときは、まずは相談を！

Q 相談は、誰でもできますか？

A 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、  
松崎町、西伊豆町に在住・在勤・在学の方  
なら、どなたでもご相談できます。  
(必要な場合には、無料の弁護士相談も  
受けることができます)

## 消費生活相談

- ・通信販売トラブル
- ・契約をやめたい
- ・身に覚えのない請求
- ・製品事故

困ったな、どうしよう



## 法律・身の上相談等

- ・金銭トラブル
- ・相続
- ・近所とのトラブル

専門の相談員が、電話や面談で、契約トラブルや製  
品事故などの消費生活に関する相談や、相続・離婚な  
どの法律・身の上相談に応じます。

- ◆相談は無料です
- ◆相談の秘密は守られます
- ◆相談員が、親身になって相談を受けます

一人で悩まないでお気軽に相談してください。



イラストは、消費者庁イラスト集より

# 困ったこと、不安に思ったことをお気軽にご相談ください

## 賀茂広域消費生活センター

消費生活相談	電話 0558-24-2299 平日 午前9時～12時、午後1時～3時 ※土日、祝日及び年末年始を除く
	局番なし 188 平日 午前9時～12時、午後1時～3時 ※土日、祝日の午前10時～午後4時は国民生活センターにつながります
県民相談	電話 0558-24-2199 平日 午前9時～12時、午後1時～3時 ※土日、祝日及び年末年始を除く
	【無料弁護士相談】 ※要予約（上記県民相談の電話番号へ） 下記日程により、弁護士による相談（1回30分間）を受け付けます。 ◆令和7年度の開催日程

4月	5月	6月	7月	8月	9月
21日(月)	19日(月)	2日(月) 16日(月)	22日(火)	18日(月)	16日(火)
10月	11月	12月	1月	2月	3月
20日(月)	17日(月)	1日(月) 15日(月)	19日(月)	16日(月)	16日(月)

### ◆所在地・アクセス

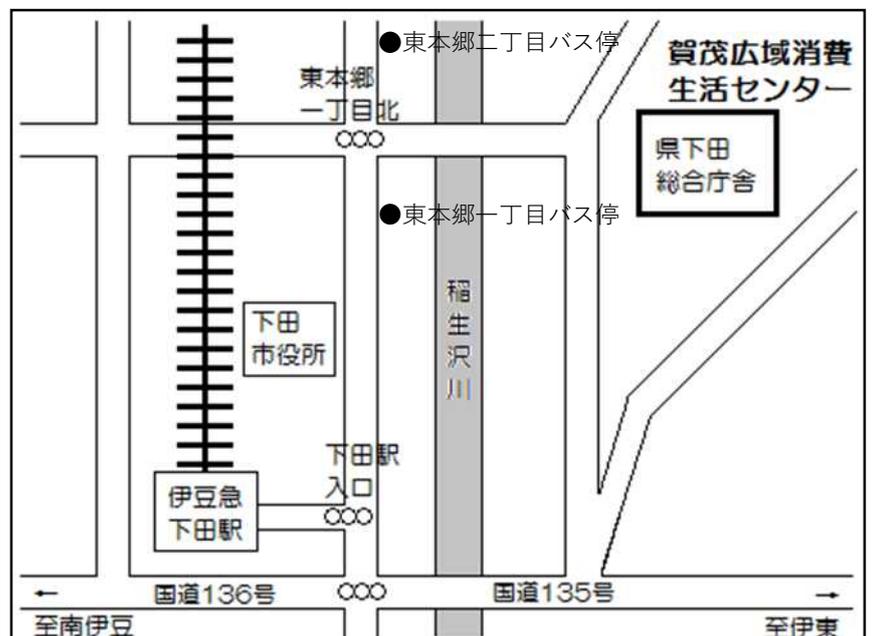
〒415-0016

下田市中 531-1

県下田総合庁舎 6階

※ 伊豆急下田駅から徒歩15分

※ 東本郷二丁目バス停又は  
東本郷一丁目バス停から  
徒歩8分



<発行> 下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町・静岡県 (賀茂広域消費生活センター電話 0558-24-2206)